

いわゆる「高校無償化」に関する動向について

令和7年3月14日

制度概要・近時の動向

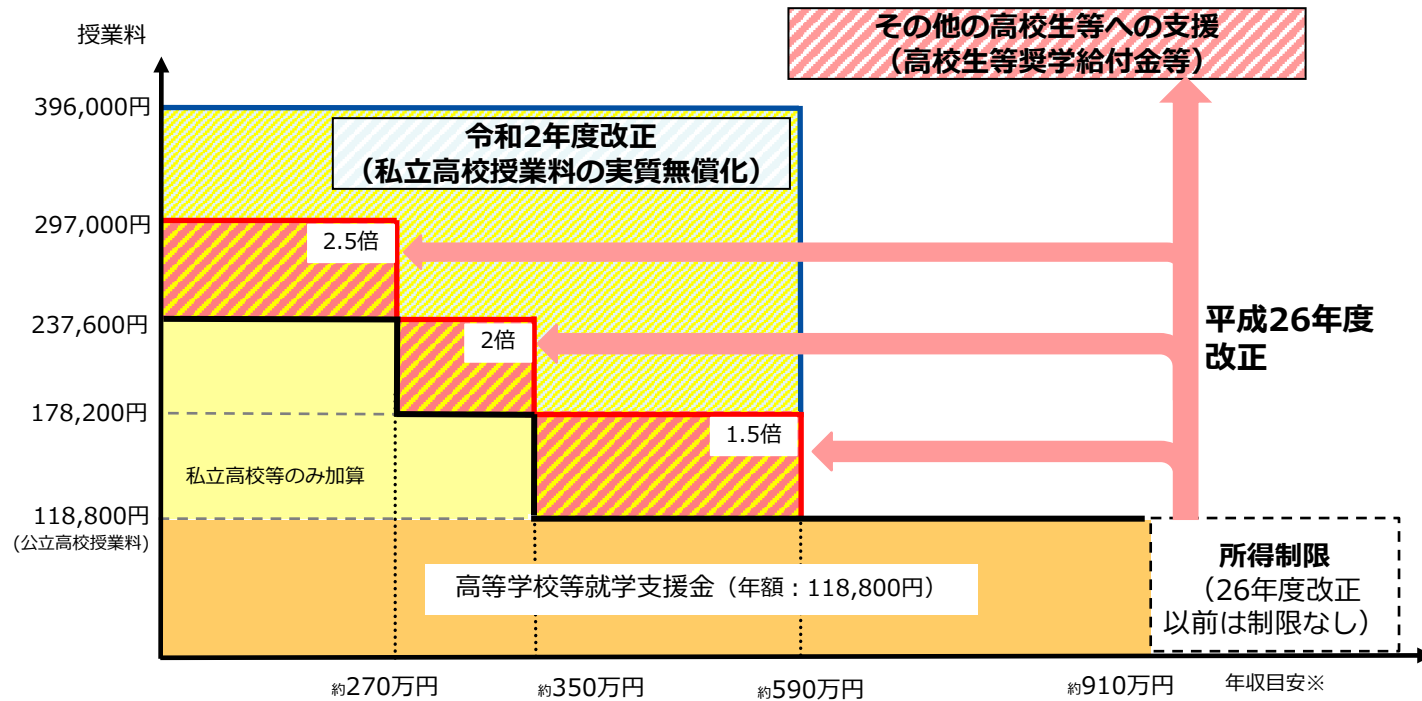
高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

平成22年度 制度の創設

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

平成26年度 制度の見直し

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額: 910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
 - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
 - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。

令和2年度 「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

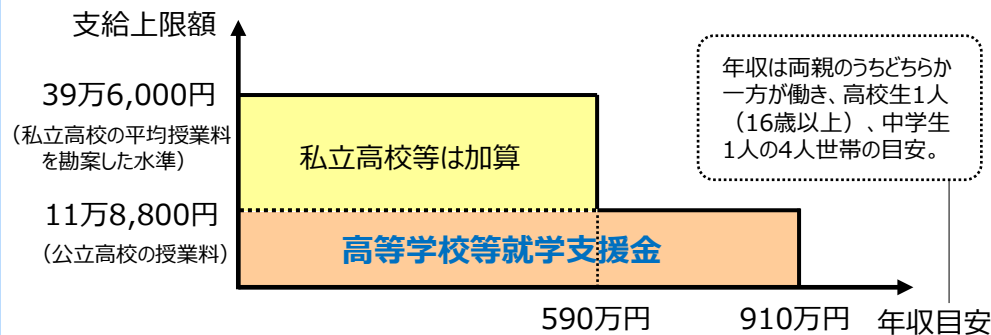
● 高校生等への授業料の支援【高等学校等就学支援金等】

407,423百万円（408,963百万円）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（法律により、全額を国が負担。また、支援金は設置者が代理受領）

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）、海上技術学校



- ※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
- ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円
- ※ 家計急変世帯への支援あり

● 高校等専攻科生徒、高校等で学び直す者への授業料支援等【高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）】

※ 都道府県事業等に対する補助 909百万円（709百万円）

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率 授業料：1/2 授業料以外の教育費：1/3）
 - ・ 多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充し、授業料以外の教育費の支援対象を年収約600万円未満世帯へ拡充

等

● 高校生等への授業料以外の教育費の支援【高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）】 14,732百万円（14,742百万円）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助（補助率1/3）

◆ 令和7年度予算案

非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

→ 私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）

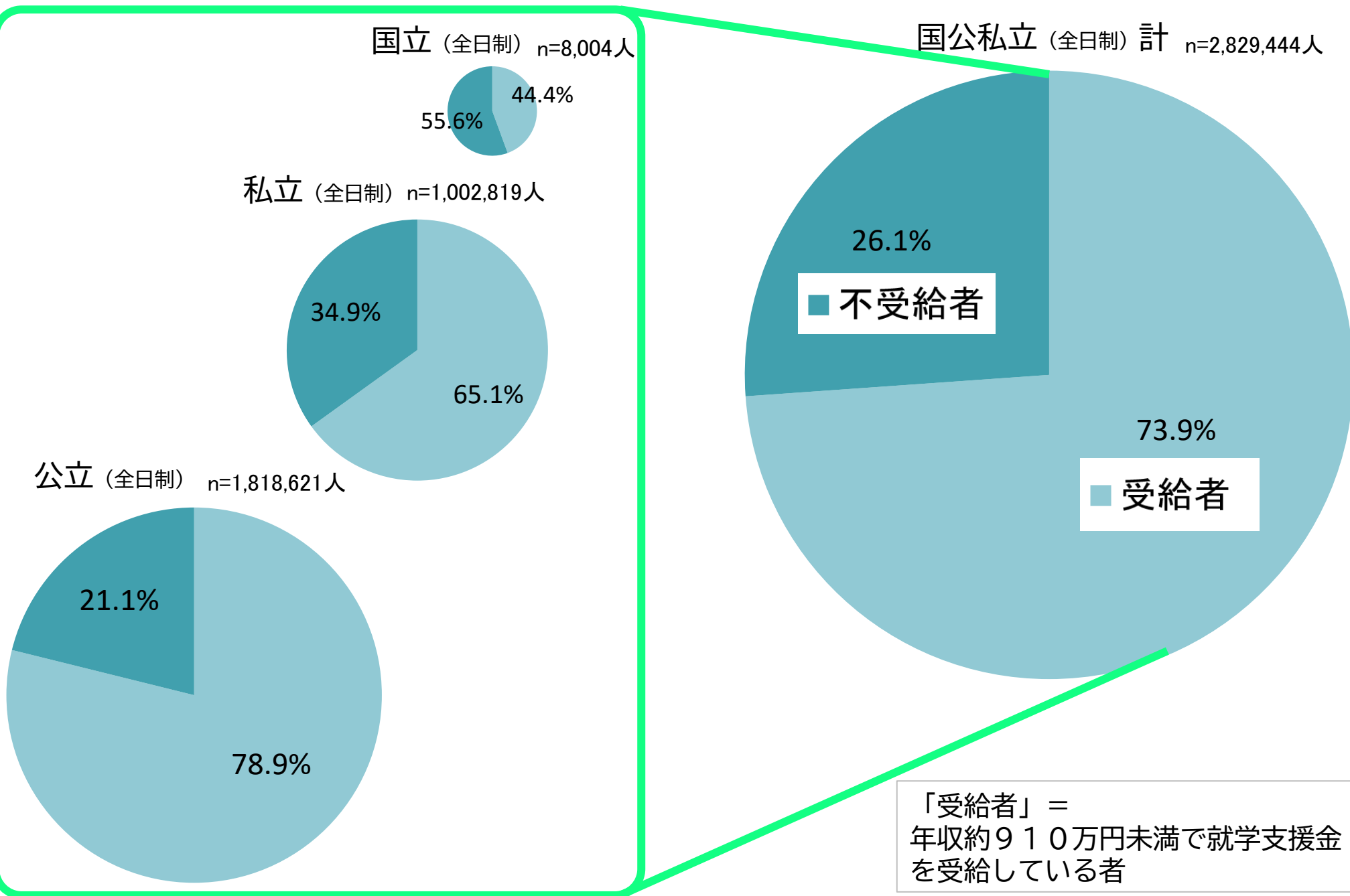
【令和7年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第1子）	142,600円
		→131,500円 (+9,400円)
	全日制等（第2子以降※）	→152,000円 (+9,400円)
通信制	50,500円	52,100円

第2子以降と同額

※ 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

高等学校等就学支援金 R5年度国公立別受給者割合（高等学校・全日制）



私立高校の授業料平均額の推移、地域差

◆ 授業料設定の考え方

高等学校の授業料は、それぞれの学校の設置者の判断で設定されるものとなっている。

参考：私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

◆ 全国の私立高校の授業料平均額等の推移

（円）

	授業料	施設整備費等	生徒等納付金総額※入学科を含む
R元	404,713	168,602	736,677
R2	433,991	151,715	748,924
R4	445,174	149,510	758,881
R6	457,331	157,232	780,460

注：R元からR2までの授業料は7.2%増、施設整備費等は10%減と推移している。

◆ 私立高校の授業料平均額等の地域差（令和6年度）

（円）

	授業料	施設整備費等	生徒等納付金総額※入学科を含む
長野県	647,675	241,594	1,024,894
大阪府	605,162	31,398	829,985
東京都	486,531	225,581	965,894
福井県	347,472	164,280	517,272

都道府県の独自支援の状況（令和6年度）

私立高校生に対する都道府県の独自支援は、私立高校の授業料の平均額、私立高校に進学する生徒数やその割合等各地域の実情を踏まえて実施されている。

●所得制限なく支援等

東京都 所得制限なく、上限約48万円まで支援（実質無償化）

大阪府 令和8年度までに学年進行で無償化。上限約63万円まで支援（令和6年度は高校3年生のみ対象）

福井県 年収約910万円未満世帯は実質無償化。

年収約910万円以上の世帯も、扶養する子どもが2人以上であれば実質無償化 など

●授業料支援を実施せず（7県）

茨城県、和歌山県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、沖縄県

（和歌山県と愛媛県は、授業料支援、授業料以外の支援のいずれも実施せず）

●所得要件のみならず、在住要件も自治体によって様々

（例）

・県内在住で県内所在の高校に通う生徒のみ支援

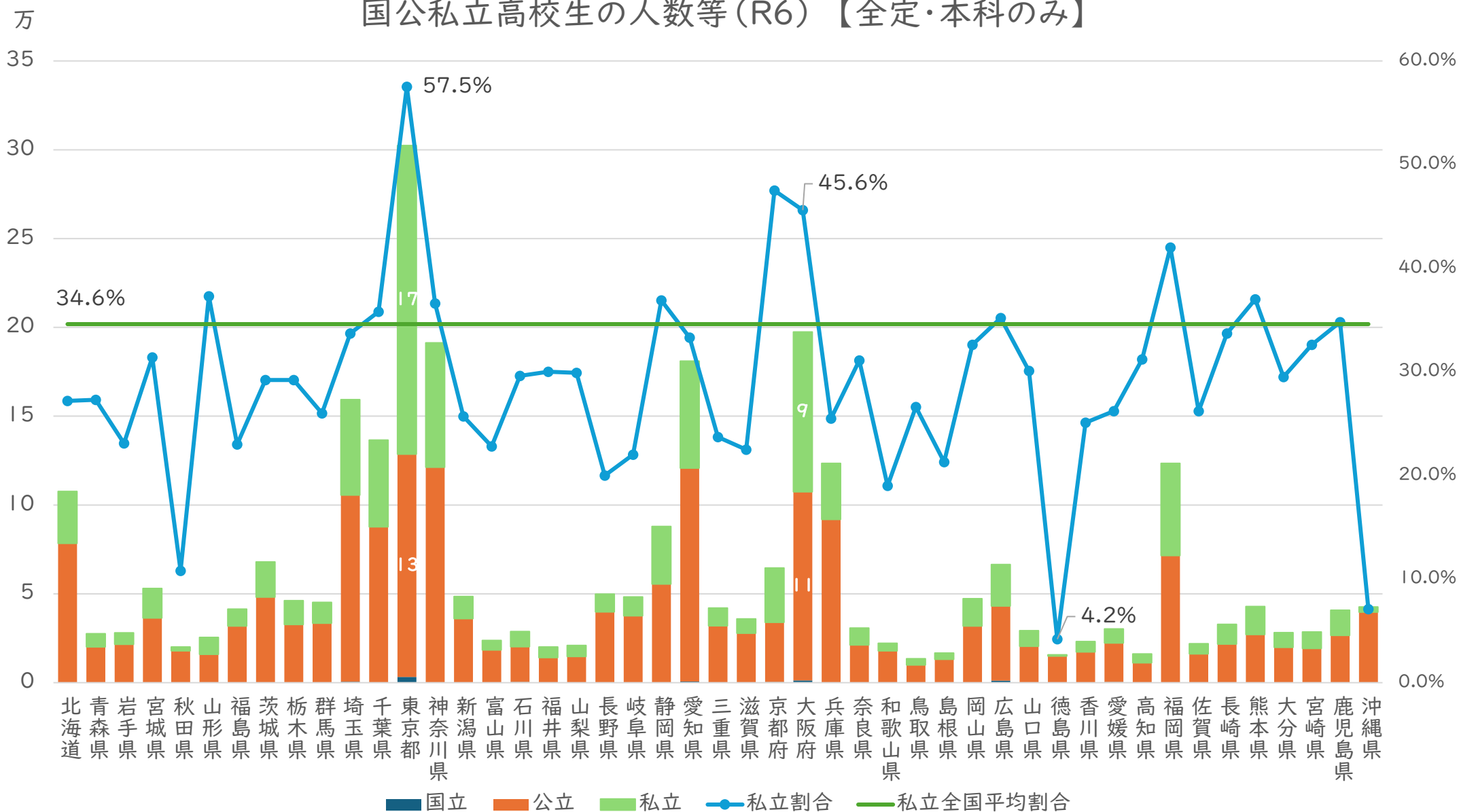
・県内在住であれば県外所在の高校に通う生徒も対象

・県内外いずれの在住でも県内所在の高校に通う生徒は対象 など

●授業料の他にも、施設整備費や入学料の支援、多子世帯への支援など、都道府県毎に様々な支援を実施しているところがある。

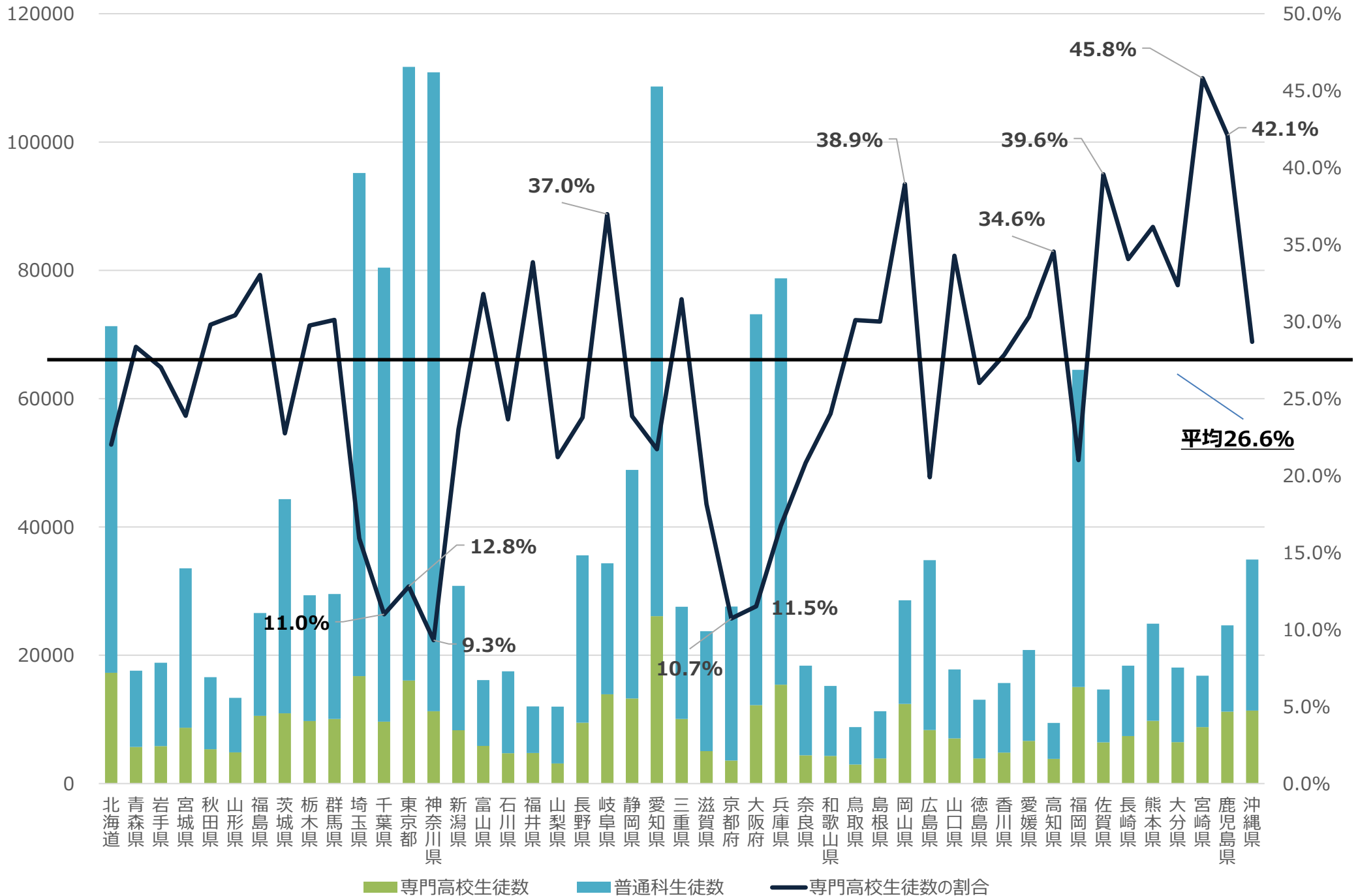
高等学校に通う生徒数に関する国公立別／都道府県別の状況

国公立高校生の人数等 (R6) 【全定・本科のみ】



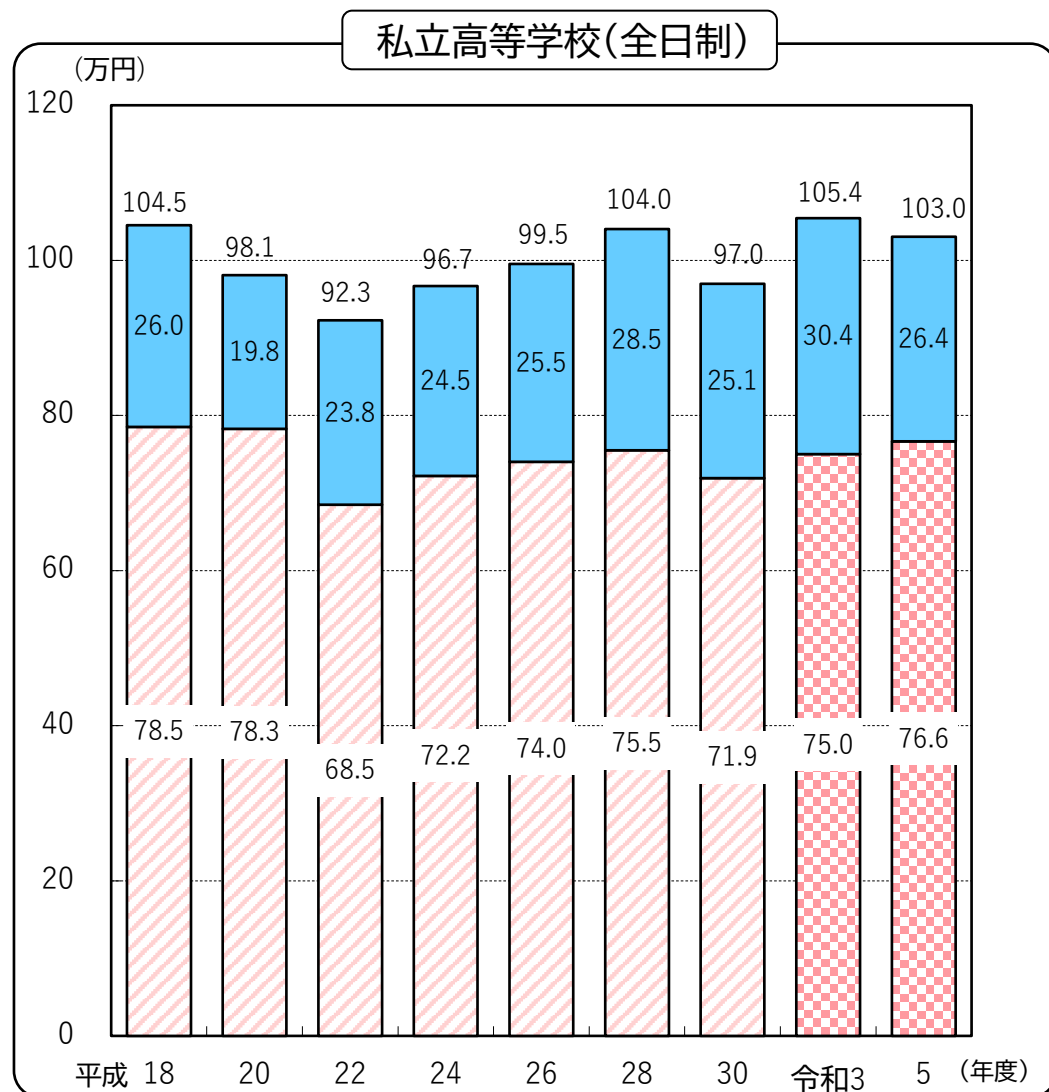
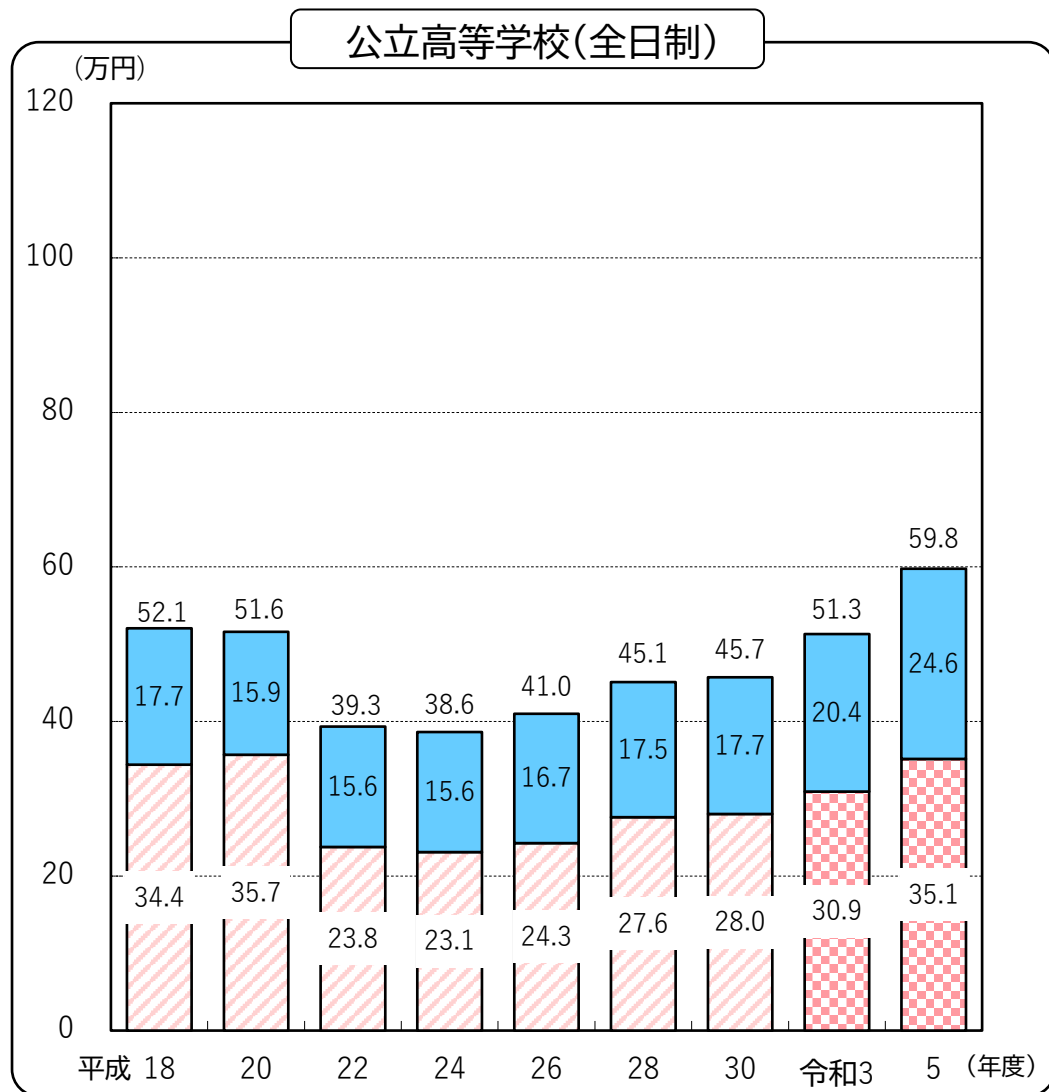
※学校基本調査(令和6年度)より作成

公立高等学校生徒数に占める専門高校生徒数の割合（令和6年度）



(出典) 令和6年度学校基本調査 (文部科学省)

公立・私立高等学校（全日制）における学習費総額の推移（平成18年度～令和5年度）



学校教育費(～平成30年度)

 学校教育費(令和3年度～)

 学校外活動費

注)令和3年度調査において、調査事項を一部変更しているため、それ以前の数値と単純に比較することはできない。

※ 子供の学習費調査(令和5年度)より作成

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針 2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世界帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

II 現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減

社会保障改革による国民負担の軽減を実現するため、主要な政策決定が可能なレベルの代表者によって構成される3党の協議体を設置する。

以下の点を含む、現役世代の増加する保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策について、令和7年末までの予算編成過程(診療報酬改定を含む)で論点の十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、令和8年度から実行に移す。

- ・ OTC類似薬の保険給付のあり方の見直し
- ・ 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底
- ・ 医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現
- ・ 医療介護産業の成長産業化

上記の検討に当たっては、

- ・ 政府与党として、令和5年12月22日に「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等を決定し、2023年度から2028年度にかけて、歳出改革等によって実質的な社会保険負担軽減の効果を1.0兆円程度生じさせるとされていること
- ・ 公明党として、令和6年9月20日に「公明党2040ビジョン（中間とりまとめ）」を公表し、生活習慣病等の予防・重症化予防、健康づくりの推進、がん検診等の充実による早期発見・早期治療、多剤重複投薬対策や重複検査対策などを進めることで医療費適正化の効果も得られるとされていること
- ・ 日本維新の会として、令和7年2月20日に「社会保険料を下げる改革案（たたき台）」を公表し、国民医療費の総額を、年間で最低4兆円削減することによって、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げるとされていること

を念頭に置く。

III 働き控えの解消

社会保険に係るいわゆる年収の壁による働き控えの解消に向けて、「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施する。従来、「年収106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとし、その際、中小・小規模事業者への支援強化や使い勝手の更なる向上等を行う。この措置は、労働保険特別会計において臨時に行う時限的措置とし、第三号被保険者制度のあり方を含めた「年収130万円の壁」に関する制度的な対応のあり方について更に検討を進める。

IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

以上

令和7年度予算修正案に係る事業について

※ この内容は、令和7年3月4日の衆議院可決時点の令和7年度予算修正案に係る情報であり、国会審議が継続中であることから、変更の可能性があることに留意

高校無償化 (令和7年度先行措置分)

<自由民主党、公明党、日本維新の会 合意 (令和7年2月25日) > (抜粋)

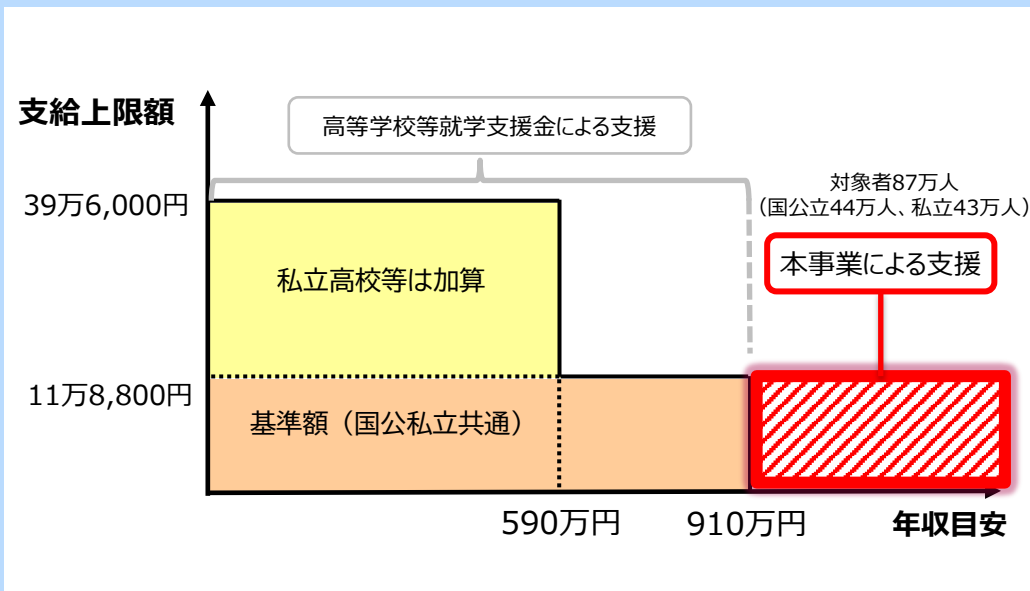
I 教育無償化

① いわゆる高校無償化

- 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

○収入要件の事実上撤廃【10/10補助】 +1,049億円 (新規)

- ◆高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

◆手続きのイメージ ※令和7年3月14日時点の調整中の情報

- 令和7年7月
 - ・生徒等が就学支援金を申請
- 数か月後
 - ・就学支援金判定事務が完了
 - ・所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、**年額分を一括支給** (※)

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等を想定

○高校生等奨学給付金の拡充【1/3補助】 147億円→152億円 (+5億円)

- ◆生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現。

○公立専門高校の施設整備の拡充【1/3補助】 681億円→691億円 (+10億円) の内数 (増額分は産業教育施設整備に充当)

- ◆産業教育のための実験実習施設整備の支援を拡充するため、公立学校施設整備費を増額。

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



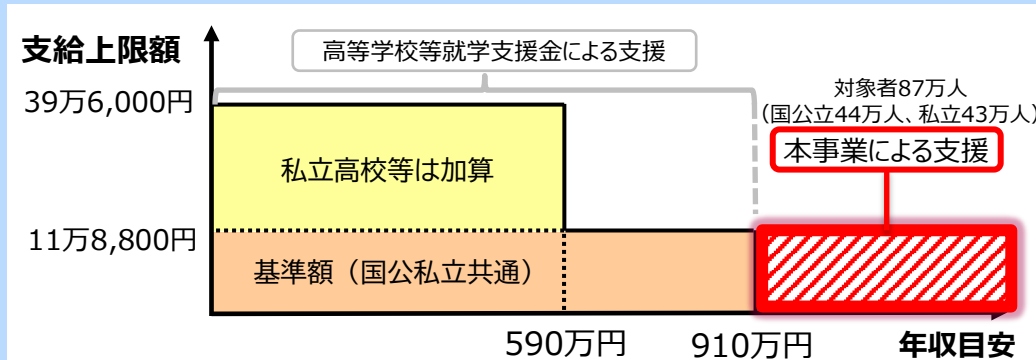
目的・目標

- 平成22年度に全高校生等を対象に高等学校等就学支援金が導入されたが、平成26年度より中低所得世帯への支援を手厚くするため所得制限を導入。現下の物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、現在の高校進学率が99%に達していることに鑑み、改めてその準義務教育的な状況を踏まえ、基準額11.88万円について全高校生等を対象とする。

「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)を踏まえ、令和7年度は単年度限りの予算を措置し、基準額11.88万円について収入要件を事実上撤廃。

○「高校生等臨時支援」 【新規】1,047億円

- ◆高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公私立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

◆手続きのイメージ ※令和7年3月14日時点の調整中の情報

- 令和7年7月
 - ・生徒等が就学支援金を申請
- 数か月後
 - ・就学支援金判定事務が完了
 - ・所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、年額分を一括支給 (※)

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等することを想定

対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校 ※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費

※ 臨時的な事業の創設であることを考慮した事務費を措置

※国立高校等は国が事業を実施

支援割合

国 10/10

○「高校等で学び直す者に対する修学支援」「海外の日本人高校生への支援」 年収約910万円以上世帯に年11.88万円を上限に支給 【拡充】2億円

- ◆対象拡大：学び直し +3500人、海外の日本人高校生 +860人 支援割合 国 10/10

(参考) 高校生等臨時支援とその他の補助事業の比較

※令和7年3月14日時点の調整中の情報

※いわゆる高校無償化に係る令和7年度の事実上の収入要件の撤廃は、法改正ではなく、予算事業（補助金）で対応する。（高校生等臨時支援（令和7年度単年度限りの事業））

	学び直しへの支援	高校生等臨時支援	奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金)
創設年度	平成26年度～	(令和7年度単年度限り)	平成26年度～
対象者	高校等を中途退学した後再び高校等で学び直す者で、就学支援金の支給期間を超えているなど要件※を満たす高校生等 ※基本的な要件は就学支援金制度を準用している	就学支援金制度で所得制限を受けている高校生等 (年収約910万以上)	低所得世帯（生活保護世帯又は非課税世帯）の高校生※等 ※就学支援金制度の対象となる高校生（特別支援学校の高等部を除く。）
支援内容	卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金（学び直し支援金）を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助	国公立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助	高等学校等の授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など）の支援（高校生等奨学給付金）を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助
項・目	(項) 初等中等教育振興費	(項) 初等中等教育振興費	(項) 初等中等教育振興費
	(目) 高等学校等修学支援事業費補助金 補助メニュー名：学び直しへの支援【学び直し支援金】	(目) 高等学校等修学支援事業費補助金 補助メニュー名：高校生等臨時支援【臨時支援金】 ※既存(目)の補助金に補助メニューを追加	(目) 高等学校等修学支援事業費補助金 補助メニュー名：奨学のための給付金【高校生等奨学給付金】
実施主体	都道府県 (国立学校分については文科省)	都道府県 (国立学校分については文科省)	都道府県
補助率	10/10	10/10	1/3
所要額	約5億円(令和7年度予算修正額)※	約1,047億円 (令和7年度予算修正額、単年度限り)	約152億円(令和7年度予算修正額)※
対象範囲の考え方	対象者：高校等を中途退学した後再び高校等で学び直す者で、就学支援金の支給期間を超えているなど要件を満たす者 対象人数：約1万人 支給単価： ・年収約910万円未満の場合 基準額(上限11.88万円) ・年収約590万円未満の場合 基準額+加算額(上限27.72万円まで加算) ※令和7年度においては、約910万円以上の場合も、基準額(上限11.88万円)を支給	対象者：就学支援金制度の対象になる者のうち所得制限による不受給の者 対象人数：約87万人(国立約1万人、公立約43万人、私立約43万人) 支給単価：上限11.88万円	対象者：生活保護世帯又は非課税世帯の高校生等 対象人数：約35万人 支給単価： 生活保護世帯 [国公立] 3.23万円 [私立] 5.26万円 非課税世帯 [国公立] 14.37万円 [私立] 15.2万円 ※令和7年度においては、国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

	学び直しへの支援	高校生等臨時支援	奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金)
支給方法	認定方法：都道府県が申請者の課税所得を確認するなどして認定 支給の単位：月ごとに月額を支給※ ※まとまった月分を支給することは都道府県の判断で可能 支給方法：支給は学校の代理受領を標準とする	認定方法：令和7年7月に生徒等に就学支援金を申請していただく。都道府県において申請者の就学支援金の認定・不認定等の結果を活用することで、所得制限を受けている生徒等を認定。 ※就学支援金制度への申請を前提とすることで事務手続きを簡便化することを検討 ※就学支援金の認定・不認定情報の活用等は生徒等から予め同意を得ることを想定 ※補助事業としては番号法に基づく情報連携による税情報照会を行わないことを想定 支給の単位：原則として年額を一括・渡切で給付 ※就学支援金の支給・不支給期間によって額の調整を行う場合がある。 支給方法：支給は学校の代理受領を標準とする	認定方法：都道府県が生活保護世帯又は非課税世帯に対して支給する。 支給の単位：原則、年1回、年額を支給。 支給方法：学校による代理受領を可能としている。
申請・認定・支給時期	申請時期：随時（就学支援金支給期間終了後） 認定時期：申請後、随時 支給時期：認定後、随時	申請時期：原則7月 認定時期：就学支援金の認定・不認定等の決定後 支給時期：年度内（補助事業者の判断による）	申請時期：7月以降（7月1日現在の在籍状況によるため） 認定時期：申請後、随時 支給時期：年度内（補助事業者の判断による）
授業料の扱い	公立：設置者によっては、認定後に授業料を徴収するなどの配慮がなされる場合がある 私立：各学校により様々	（参考：就学支援金制度の場合） 公立：一般的には、認定後に授業料を徴収するなどの配慮がなされる場合がある 私立：各学校により様々	-

【高校生等臨時支援に係る留意点】

- いわゆる高校無償化に係る令和7年度の事実上の収入要件の撤廃は、法改正ではなく、予算事業（補助金）で対応するものです。（高校生等臨時支援（令和7年度単年度限りの事業））
- ※そのため、公立学校について、令和7年度において、平成22年度の制度創設当時のような授業料不徴収の制度は導入いたしません。したがって、仮に条例改正により授業料不徴収としてしまうと、授業料債権が発生せず、都道府県に対して補助金の交付ができなくなる恐れがあるのでご留意ください。
- 高校生等臨時支援は、10/10補助の事業ですが、「学び直しへの支援」と同様、令和7年度の予算執行にあたり各都道府県において予算の計上が必要であるため、御検討をお願いします。
- 高校生等臨時支援事業の創設により、必要がある場合には、各都道府県において、関係条例の改正等もご検討ください。
 （例）公立学校について、授業料徴収後に高校生等臨時支援金の対象者への授業料還付が生じないよう、授業料徴収関連条例等を見直すことが考えられること。
- また、私立学校についても、必要に応じて私立学校側と事務手続きの調整をお願いします。

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和7年度予算修正額
(前年度予算額)

152億円
147億円



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 生活保護世帯・低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和7年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
→私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

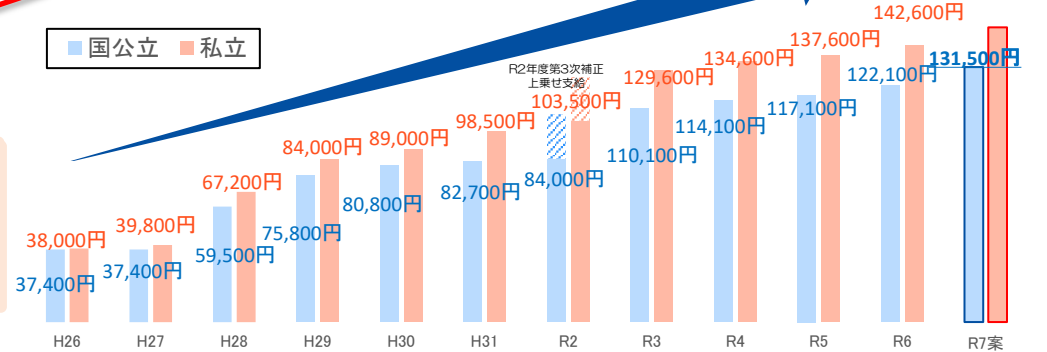
(R7追加)
⇒143,700円
(+21,600円)

【令和7年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）		
	国公立	私立	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円	
非課税世帯	全日制等（第1子）	122,100円 →131,500円 (+9,400円)	142,600円 →152,000円 (+9,400円)
	全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に
要する経費

補助割合

国 1/3
都道府県 2/3

概要

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」や「産業教育振興法」の趣旨等に基づき、高等学校等の設置者が、産業教育のための実験実習施設を整備する場合、予算の範囲内で、国はその整備に要する経費の一部を補助（補助率1/3）。

公立高校

公立学校施設整備費

令和7年度予算修正額 **691億円の内数 (+10億円)**
※産業教育施設整備のために10億円の追加計上。

(令和6年度当初予算額 683億円の内数)

(令和6年度補正予算額 2,076億円の内数)

【整備の具体例】牛舎、堆肥舎、温室 など



埼玉県立所沢商業高校



宮城県立登米総合産業高校



鳥取県立倉吉農業高校



福岡県立浮羽工業高等学校

(担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付)